

自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和元年11月
総務省自治税務局

1 主な改正の内容

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、自動車重量譲与税の譲与基準の算定についての所要の規定の整備を行うもの。

2 施行期日

公布の日から施行する。